

令和5年5月8日（令和5(2023)年度第6号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について～5 類移行に伴う Q&A（第二十一報）の発出およびガイドラインの一部改訂～（こども家庭庁）
- 令和5年度『「民生委員・児童委員の日」活動強化週間』のお知らせ（全国民生委員児童委員連合会）

- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について～5 類移行に伴う Q&A(第二十一報)の発出およびガイドラインの一部改訂～(こども家庭庁)

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日以降5類感染症とされ、同日をもって、政府の基本的対処方針が廃止されることとなりました。基本的対処方針の廃止等を受け、5月2日、保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A（第二十一報）がこども家庭庁から発出され、保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応について、臨時休園の取扱い、濃厚接触者等に関する取扱いなど、多くのQ&Aが廃止となりました。

また、「保育所における感染症対策ガイドライン」が一部改訂され、「学校における感染症対策」の記載内容の更新や新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」が記載され、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」（※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること）とされました。

詳細につきましては、添付PDFまたはこども家庭庁ホームページをご確認ください。

- こども家庭庁トップページ > 政策 > 保育

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

■ 令和5年度『「民生委員・児童委員の日」活動強化週間』のお知らせ(全国民生委員児童委員連合会)



PRポスター「ご存じですか？民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

近年、子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化、深刻化するなかにおいて、地域の子どもたちに、民生委員・児童委員、主任児童委員を『身近なおとな』と感じてもらい、地域の『子育て応援団』となるためにも、その存在や活動への理解促進が一層重要です。

そこで、全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）は毎年、「民生委員・児童委員の日」である5月12日からの1週間を、民生委員・児童委員

活動周知のための取り組みを強化する期間としています。

令和5年度の本週間にあたり、全民児連では民生委員・児童委員の活動理解促進のため、以下の内容を広く周知すべくアニメーションPR動画を公開しています。

- ◇民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手であり、専門機関への“つなぎ役”であること
- ◇厚生労働大臣によって委嘱されたボランティアであること
- ◇法律上の守秘義務を有しており、安心して相談できる相手であること



PR動画「あなたのまちにも編」(70秒)

加えて「ご存じですか？民生委員・児童委員」というフレーズとともに、5月8日～14日を中心に、全国の主要JR駅にデジタルサイネージ広告（15秒動画）が展開されます（デジタルサイネージ未設置駅ではポスターを掲示）。

PR動画・PRポスターは全民児連ホームページにて公開されていますので、SNSや保育所・認定こども園、役所や児童館等の公共施設での放映、掲示等に広くご活用ください。地域住民としての見守り役、子育て応援団として、困ったときの相談相手である、民生委員・児童委員の活動周知にご協力をお願いいたします。

■ 全国民生委員児童委員連合会ホームページ

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/digitalsignage/>



※デジタルサイネージ等の掲示駅についても、上記ホームページをご確認ください。

【全民児連からのお知らせ】

厚生労働省（地域共生社会推進室）が運営する note で民生委員・児童委員の取り組み事例取材がありました！

記事は5月中旬に以下 URL にて公開される予定です。こちらも是非ご確認ください。

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

